

令和5年度第3回生涯学習審議会 会議録

1 日 時

令和5年8月3日（木）14時00分 開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館） 第2会議室

3 議 題

- (1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について
- (2) その他

4 出席委員

土屋委員 角委員 滑川委員 谷田委員 山田委員
天農委員 秋山委員 熊谷委員 野上委員 若松委員

5 事務局

竹内生涯学習部長 石川生涯学習部次長兼生涯学習課長
小池スポーツ振興課長 寺門公民館長 伊原図書館長 秋谷博物館長
【スポーツ振興課】
寺田課長補佐 青木スポーツ施設係長 田中主事
【生涯学習課】
玉ノ井課長補佐 加藤生涯学習係長 島田会計年度任用職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

【14時 開会】

（司会）

定刻となりましたので、令和5年度第3回流山市生涯学習審議会を開会いたします。初めに、生涯学習部長より御挨拶申し上げます。

（竹内部長）

本日はお暑い中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。これまで2回に渡り御審議いただきました「流山市総合運動公園庭球場並

びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定」につ
つきまして、引き続き御審議いただきたいと思っております。皆さん、忌憚の
ない御意見をいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に入ります。

審議会は公開が原則となっています。議事録作成のため、発言等は録音させ
ていただきますので御了承ください。

ここからは、土屋会長に進行をお願いします。

(土屋会長)

本日の出席状況を報告します。出席委員は10名で委員数(12名)の半数
以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する
定足数に達しており、会議は成立していることを御報告いたします。

本日の議題は、

- (1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球
場及び室内庭球場の利用料金改定について
- (2) その他
となっております。

初めに、(1)流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室
外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、今回の審議で審議会として
の意見を取りまとめ、答申を作成することになります。

前回までの皆様の御意見をもとに、私と事務局とで答申(たたき台)を作成
いたしましたのでお配りいたします。

答申(たたき台)の読み上げ、説明を事務局からお願いいたします。

(石川次長)

答申(たたき台)を読み上げさせていただきます。

令和5年8月 日

流山市教育委員会 様

流山市生涯学習審議会
会長 土屋 薫

流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ
室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について（答申）

令和5年5月8日付け流教ス第7号で諮問のあった流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、流山市生涯学習審議会条例第2条の規定により、次のとおり答申します。

記

流山市総合運動公園庭球場の増設及び流山市コミュニティプラザ庭球場の人工芝張替えに伴い、受益者負担の観点から料金の見直しを行うこととなった背景を確認しました。

市民全体（利用しない市民）への配慮や料金が据え置かれてきた経緯を考慮すると、「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に従い利用料金の見直しは必要であると判断しました。

ただし、利用者に対する配慮が必要であることから、以下の点について留意されるよう申し添えます。

- 1 今回の改定率は「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の基準内ですが、今後の見直しにおいても市民負担の急激な負担増とならないよう配慮願います。
- 2 利用の適正化及び公平性が保たれるよう努めてください。
- 3 利用区分や減免対象の見直しなど、適正な利用者負担となるよう検討願います。
- 4 利用者目線に立った生涯学習情報の収集と提供につながるよう、所管課を越えた横断的なビジョンの共有を図られるよう努めてください。

裏面につきましては、委員各位の氏名を記載してございます。

補足の説明をさせていただきます。今回の答申につきましては、利用しない市民とのバランス等を勘案し、受益者が相当額を負担すべきとの考えを基本として、利用料金見直しを行うことに御理解をいただいた経緯を踏まえ、審議会としての結論を、記から6行目になりますけども、「見直しは必要であると判断した」と記載させていただいております。

また、審議会の中でいただいた意見を付帯意見として4点に集約させていただいております。

1 につきまして、改定額の考え方や近隣施設とのバランスに関する意見を踏まえたものでございます。

2 については、「予約が取りにくい」「グループでの利用予約が散見される」

といった状況に関する意見を踏まえ、公平化・適正化といったものを入れたものになります。

3につきましては、時間帯や曜日の金額、減免適用を設定した利用の調整、また、市外料金の厳格化、こういった意見を踏まえたものでございます。

4につきましては、特に第2回の審議会でもいただきました「健康福祉と生涯学習といったセクションを超えた市民に向けた横断的な情報発信を」との御意見をいただきましたことを踏まえ、まとめさせていただきました次第です。

以上で答申案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(土屋会長)

ありがとうございます。

体裁については、料金の改定について意見を求めるという教育委員会からの諮問に対して、反対であるか否かを審議会としての意見を書くのが答申の内容であると思うのですが、それについては、記以降にあるように「必要であると判断した」と書かせていただきました。

まず前回の論点として、今回の料金改定の算出根拠をランニングコストとして位置づける上で、「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に従って妥当だと明記しましょうとの意見が出ましたので、そういった表現にさせていただきました。

また、付帯意見を付けたいとのことでしたので、「ただし」以降、審議会での審議内容に沿って、たたき台ということで整理をさせていただきました。利用料金の見直しの背景を確認して必要だと判断し、その上で付帯意見を載せさせていただくという構造について、それから言葉使い、文言、誤字脱字や誤解を招く表現はないかなど、皆様からの御意見を細かく伺って確定させたいと思います。

(滑川委員)

答申の形式について説明がありましたが、第1回審議会でも配付された資料1の料金改定案について御意見をいただきたいという内容の諮問だったのですが、第2回審議会でも算出根拠が変わっていて、具体的にどの案に対して「必要だと判断した」答申なのかこれでは分からないので、そこを明確に書く必要はないのでしょうか。

(土屋会長)

事務局にお聞きしたいのですが、審議会でも検討して了承するとなった時に、審議会の意見である答申の根拠となった案の詳細情報は公開されるものですか。

(石川次長)

第1回・第2回審議会で配付された資料、答申(たたき台)などは、議事録とともに市ホームページで公開されます。

(土屋会長)

答申に「何々案について」のような文言を入れる必要はないのでしょうか。

(石川次長)

諮問に関しましては、料金改定というところでございまして、具体的に金額を案としてお示したところでございますが、その金額の可否も含め御審議いただくということで、最終的な結論といたしましては、金額を見直すことに御理解をいただいたものと思っております。

(滑川委員)

諮問を見ると、案について御意見をいただきたいとあって、資料1の改定案が付いています。答申についても「この案について判断した」と、諮問に対応した形式の方がよいのか。それとも答申には案はなくてよいのか。

(石川次長)

答申については料金改定が主題ですので、資料の訂正経過には言及せず、料金改定の上承のみを記載させていただいたものです。

(滑川委員)

もう1点、諮問では「下記の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諮問します」の後に記書きがあるので、答申も「次のとおり」を「下記のとおり」とした方がよいと思います。

(石川次長)

「下記のとおり」に修正いたします。

(秋山委員)

前は欠席させていただきましたが、前回と前々回に審議されたことが付帯意見として1から4に載っているので、私はこれでよいと思います。

(角委員)

確認ですが、付帯意見1の「今回の改定率は」というのは、第2回審議会で示された改定率と考えてよろしいでしょうか。「今回」というのが何処に繋がるかはっきりした方がすっきりすると思います。

(石川次長)

御指摘の部分を確認にするのであれば、記の文章の5行目「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の後に、何か文言を加えることで、「今回の改定率」に繋がるかと思います。

(土屋会長)

事務局からの提案を受け、「基本方針」の後に、「及び第2回審議会で検討された資料」と加えていただくのはどうでしょうか。

付帯意見1の「今回の改定率」というような細かい数字を印象付ける文言が出てきたときに、「資料に従い」という文言を入れていただくと、「その資料に書いてあること」と理解できるかと思います。

(石川次長)

分かりました。

(土屋会長)

あと気になる点が、付帯意見2に「利用の適正化及び公平性」について入れさせていただきましたが、ちょっと唐突な気がします。大きい話から小さい話にするのか、小さい話から大きい話にするのか順番も大事かと思いますが、何か書き足した方がいいのか、御意見をいただきたいと思います。個人的には、2と3を逆にした方がよいかとも思うのですが。

(滑川委員)

2の「利用の適正化と公平性」ですが、審議会に参加している委員は分かるのですが、具体的にどういう適正化・公平性なのか、市内・市外利用や大人・子ども利用区分のこともあるかと思うので、細かく書くのはよくないとは思いますが、これだけでは分からない印象です。3の利用区分や減免の見直しといった、まずはそこがあつての適正化だと思うので、3番を2番目にした方がよいかと思いますが、細かい部分をここで触れた方がよいのか、どう整理するのがよいのでしょうか。

(土屋会長)

市内市外の話と年齢の話が両方出てきたので、利用区分と減免対象ということだったんですね。3の後に2を繋げて1つにするという案も考えられます。

(若松委員)

2、3に「利用の適正化」と「適正な利用者」と似た言葉が使われていて、

言葉が被っている部分もあるので上手くまとめられればよいと思いますが。

(土屋会長)

厳密に言えば、3は負担の問題で2はルールの問題で、ちょっと違うと思うのですが。

(谷田委員)

会長がおっしゃったように、2は抽選予約などの利用についての不公平さが利用者から不満となって出てきた意見で、3の利用者負担の問題とはちょっと違うと思いますので、皆さんが求められる公平性について、2と3は分けた方がよいと思います。

(滑川委員)

2については「施設利用が適正かつ公平に行われるように」というような、3については「利用者負担が適正になるよう」というような、主語をはっきりさせればすっきりすると思います。

(土屋会長)

それでは2と3は別項目としておき、2を3番目に、3を2番目に変更して、両方に主語を書いて整理してみたいと思います。

新しい2については、「利用者負担が適正となるように、利用区分や減免対象の見直しなどの検討願います。」、新しい3については、「施設の利用が適正かつ公平に保たれるよう、努めてください。」とします。

また、1の「今回の改定率」の「改定率」と言うと、「改定上限率が50%を超えてはいけない」という話を出した方がよいような気がしますし、ただそうするとここだけ急に表現が細かくなりますので、ここは「改定額」とした方がよいかと思うのですが。

(滑川委員)

利用料金改定についての諮問を受けての答申なので、「今回の料金改定は」とした方がよいと思います。

(熊谷委員)

4の「生涯学習情報の収集と提供」については、大変よいことだと思うのですが、具体的にテニスコートのことなど、どういったことについて言っているのかを教えていただきたいと思います。

(土屋会長)

これは、第2回審議会で副会長から出た御意見をまとめたものです。

(若松委員)

前回、健康づくりやスポーツ振興に関して、所管が異なる部署で、それぞれ取り組んでいる様々な事業活動を、横断的に情報共有できるような形が増えれば、利用者にとっては、より情報を得ることができるのではないかと述べさせていただいたことを、付帯意見に入れていただけたと理解しています。

(土屋会長)

私の方でまとめすぎたのかもしれませんが、講座が多様で、補助金もいろいろな所管で分かれていて情報が総合的に扱えていないといったことがあり、本来は何処の所管がどの予算でやろうが学ぶ側は同じ、全市的に情報を共有してほしい、という文脈で出た話です。

(秋山委員)

「利用者目線に立った生涯学習情報の収集と提供」ということで、大変よいことを言っていると思いますが、「利用者目線に立った情報提供に繋がるように」でよいと思います。

(滑川委員)

イメージとしては、生涯学習振興に繋がるように、利用者目線に立って情報の収集と提供を、所管を超えてやってほしいということだと思います。メインの目的は全市的な生涯学習の振興で、その為に利用者目線に立った一元的な情報の提供が求められているという文脈にしていけば良いのではないのでしょうか。

(土屋会長)

一元的な情報提供を前提とした、そのための情報収集をしてほしいということで「収集」という言葉が出てきたと思いますので、文脈として「収集」がなくても大丈夫かと思います。

「生涯学習の推進を図るため、利用者目線に立った学習情報の提供につながるよう、所管課を越えた横断的なビジョンの共有を図られるよう努めてください。」とかいかがでしょうか。

(滑川委員)

利用料金改定の話から付帯意見につなげると、利用者負担が適正になるようにとの話から利用者目線で書かれているので、「利用者目線に立った学習情報の提供」としておいた方が大きな話にならずよいと思います。

(秋山委員)

今回の答申は料金の見直しなので、「利用者目線に立った情報提供につながるよう努めてください」くらいで収めた方がよいのではないのでしょうか。

(土屋会長)

「所管課を超えた横断的なビジョンの共有」というと、大きくとって付けたような感じですかね。

(石川次長)

今回の諮問は庭球場の料金改定が起点ですので、範囲が狭まってしまうのですが、若松副会長が言われたスポーツ振興と健康福祉施策との連携といったところを主眼とされた方が最終的な結論として結び付くのではないかと思います。

(土屋会長)

具体的にスポーツ振興としてまとめるということですね。「スポーツ振興だけでなく健康づくりも視野に入れた施策につながるよう、利用者目線に立った生涯学習情報の提供に努めてください。」でどうでしょうか。

(若松委員)

生涯学習というとあまりに幅が広がるので、今回は生涯スポーツの振興と健康福祉との連携、社会参加というところで上手くまとめられれば。今回の料金改定がスポーツをしない人にとっては関係ないとかそういうことではなく、生涯スポーツを通した市民の健康づくりのため、市の教育資源の活用基盤を整備し、市全体の学習情報の共有や提供が図られるような環境整備が必要ではないかと思いますので、そこをうまく盛り込めればと思います。

(土屋会長)

具体的な言葉を無理には入れないようにするか、それとも審議会の審議内容が伝わるよう限定的だとしても言葉を選んで入れるかですが、もう一度、4の案を申し上げますと、「スポーツ振興だけでなく健康づくりも視野に入れた施策につながるよう、利用者目線に立った学習情報の提供に努めてください。」と変更したいと思います。

(滑川委員)

記書きの下は箇条書きが多いのですが、今回は文章になっています。その下の留意事項には番号が入っているので、記書きの表記上、こちらが主文に見えてしまうので、記書き以降を番号の箇条書きに変更するか、また、「ただし」

以降の番号を点に変更して箇条書きにした方がよいと思います。記書き以下の本文は箇条書きにしづらいと思いますので、記書きは6行目で終わっているようにして、「ただし」から付帯意見ということで、その前に一行空け、下の一行は無しにして、番号を中黒点の箇条書きにするのがよいと思います。

(石川次長)

ここで、皆様の御意見を反映した答申（案）を作成してまいります。しばらくお待ちください。

【修正した答申（案）を配付】

(土屋会長)

付帯意見4を「スポーツ振興だけでなく健康づくりも視野に入れた施策につながるよう、利用者目線に立った学習情報の提供に努めてください。」に変更いただきました。生涯学習という幅が広くなり過ぎてしまうとの意見がありましたので、「利用者目線に立った生涯学習の情報」は「学習の情報」に変更しました。

記書きの文章「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の後に、「及び第2回審議会で検討された資料」と加筆していただいたのですが、「第2回」としてしまうと、今回の3回目はどうなのかということになるかもしれませんので、「2回の審議会」とするか、「本審議会」とするかですが、「及び本審議会で示された資料」への変更でよろしいでしょうか。

あとは付帯意見2の「見直しなど」の「など」が気になります。取ってしまってもよいのか、役所では平仮名を使うこともあるのでしょうか、漢字にして「見直し等」としてもよいかと思います。語尾も「見直しを検討願います」を、「見直しの検討を願います」にするのか、いかがでしょうか。

(滑川委員)

利用区分や減免対象の見直しというイメージとして、具体的には運用方法や区分の変更、対象の拡大や縮小といったことを示しているのかが分からないのですが、「など」で柔らかく濁していますが「など」を取るとなると、実際どうしてほしいという裏の考えというか、そこを再確認したいのですが。

(土屋会長)

審議会としては、「ピンポイントでここを絶対に検討してくれ」ということではなく、「視野に入れておいてほしい」くらいのイメージだと思います。だとすると「など」は取らない方が無難でしょうか。

(滑川委員)

やってほしいこと、主文は「利用者負担が適正になるよう」ですから、その例として区分や減免などということでしょうから、「など」はあった方がよいと思います。

(土屋会長)

「など」の位置ですが、「利用区分や減免対象などの見直し」とする方がよろしいかと思ひます。

(滑川委員)

細かいところですが、1の「市民負担の急激な負担増」とありますが、負担の単語が続くので「市民の急激な負担増」でよいと思ひます。また、1だけが「市民」で、その他の付帯意見は「利用者」となっているのがどうなのかと。

(土屋会長)

市民と市外の人との議論が出ていたので、目線は「市民」であると書いておいてよいのではないかと思ひます。負担は一つ外して「市民の急激な負担増」としましょう。

(滑川委員)

新3番に「～ように」とあって、他は「～よう」になっているところ、また、「利用者負担」「利用者目線」は「利用者の負担」「利用者の目線」とした方がよいのかどうか。

(土屋会長)

「よう」については統一して、点を打つようにして、「利用者負担」「利用者目線」は、1番を「市民の」にしたので、「利用者の」に変更しましょう。

(滑川委員)

4番目「スポーツ振興だけでなく健康づくりも視野に入れた施策につながるよう」の「施策」部分は取っても意味は通じると思ひるので「スポーツ振興と健康づくりを視野に入れ、利用者の目線に立った～」でよいと思ひます。

(土屋会長)

利用料金改定についての諮問を受けての答申なのですが、記書きの2行目や6行目「利用料の見直し」を諮問に合わせて、「利用料金改定」としたいと思ひます。

(滑川委員)

4行目も「利用料金」とした方がよいと思います。

(天農委員)

2番目と3番目は似た内容になっていて、2は料金のこと、3はルールのことだということですが、そこを分かりやすくするために、2「利用者の負担」を「利用者の料金負担」、3「適正かつ公平に」を「適正かつ公平なルールに」としたらどうかと思いました。

(土屋会長)

利用区分の中には、料金だけでなく時間に関することもあるかと思うのですが。西岡委員の意見としては、「ルール自体はあるが、それを守れるための後押しをしてほしい」ということですので、現場が板挟みになるといけないのでそこだけを強く言うわけにはいかないでしょうから、やんわり書いている状態です。

(滑川委員)

2番は利用料金の金銭的負担について、3番は施設の適正運用についてかと思えます。それをそのまま書くとちょっとという気はしますが、2番目は利用区分も料金に関わることはありませんし、「料金負担」と入れてもよいのかもしれない。

(秋山委員)

3番目は、このまま大きなくくりでよいと思います。

(土屋会長)

では、3番はそのまま、2番目は分かりやすいように「利用者の料金負担」とします。

(滑川委員)

記以下の文章、「利用料金改定は必要であると判断しました。」と過去形ですが、その前文で「背景を確認しました。」とあって、それによって「判断します」ということではないかと思うので、答申であれば「判断します。」の方がよいのではないのでしょうか。

(石川次長)

確認の上、修正いたします。

1点確認ですが、付帯意見は今回の答申の条件として混同されてしまう可能性があります。付帯意見2が今後の留意事項ということであれば、「利用者の

料金負担が適正となるよう」の後に「今後」と記載するか、記書きの下「ただし、利用者に対する配慮が必要であることから、」の後に「今後は」と記載するかどうかですが。

(土屋会長)

そうなると、1番目の「今後」が重なってしまいます。2番目「利用区分や減免対象」の前に、「必要に応じて」と入れてはどうでしょうか。

(石川次長)

2番目「利用区分や減免対象」の前に、「今回の利用料金改定後も」と入れるのはいかがでしょうか。

(滑川委員)

別案として、事務局の提案どおり「ただし」に「今後」を入れ、その代わりに、1番目の主題は負担増とならないことですから、「今回の料金改定は～基準内ですが、」を削除して、「利用料金見直しの際には、市民の急激な負担増とならないよう配慮願います。」でもよいかと思います。それぞれに「今後」をバラバラと入れるよりもすっきりすると思います。

(野上委員)

事務局の提案の方が具体的で分かりやすいと思います。料金改定的前提条件として読み込まれないためには、具体的に書いておいた方がよいのではと思います。

(土屋会長)

なるべく誤解のない方がよいと思いますので、事務局からの提案にしたいと思います。

他になければ、委員の皆様からの御意見は整理できたと思いますので、こちらの内容で教育委員会に答申します。よろしいでしょうか。

【一同、賛成】

(土屋会長)

ありがとうございます。

(スポーツ振興課長)

委員の皆様には3回に渡り、流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、御審議いた

だき誠にありがとうございました。

(土屋会長)

次に、(2) その他について事務局から何かございますか。

(事務局)

今回の審議会では、流山市教育振興基本計画の策定について御審議いただく予定です。日程等は決定次第、御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

(土屋会長)

それでは、以上で議事を終了します。

皆様には議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回生涯学習審議会を終了いたします。

【閉会 16時50分】